

**秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）**

次に掲げる（１）～（７）の地点を順次に結んだ線、（８）～（１１）の地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

座標番号	緯度				経度									
	北緯	度	分	秒	東経	度	分	秒						
(1)	北緯	39	度	54	分	3	秒	東経	139	度	55	分	20	秒
(2)		39	度	52	分	2	秒		139	度	54	分	19	秒
(3)		39	度	51	分	13	秒		139	度	56	分	14	秒
(4)		39	度	48	分	47	秒		139	度	58	分	15	秒
(5)		39	度	48	分	1	秒		139	度	59	分	52	秒
(6)		39	度	47	分	35	秒		140	度	00	分	57	秒
(7)		39	度	47	分	46	秒		140	度	02	分	18	秒
(8)		39	度	53	分	35	秒		139	度	56	分	40	秒
(9)		39	度	53	分	19	秒		139	度	56	分	24	秒
(10)		39	度	53	分	10	秒		139	度	56	分	46	秒
(11)		39	度	53	分	25	秒		139	度	57	分	3	秒



※陸域部座標 ((1)、(7)、(8)、(11)) は海岸線より最も近い陸上構造物 (道路) 又は海岸構造物 (護岸) 上に設定。

※海岸保全区域は、秋田県提供資料に基づき作成。

※海岸保全区域は、(1) ~ (7)、(8) ~ (11) 及び陸岸で囲まれる海域内に指定されている区域 (男鹿海岸 (脇本・船越地区海岸)、天王海岸 (天王地区海岸) 及び秋田海岸 (下新城地区海岸) の各区域) のみ記載。

※海岸保全区域は、上記に示されている区域 (緑色で囲まれた区域) のうち、馬場目川の区域 (船越水道) を除いた区域。